

令和4年度版

安来市産業支援 施策ガイドブック

産業サポートネットやすぎ 

(安来市・安来商工会議所・安来市商工会・島根県農業協同組合やすぎ地区本部)

● 安来市産業支援施策ガイドブック目次 ●

1. 補助金等の支援制度

1) 専門家サポート補助金(SSY)	1
2) 展示会・商談会出展促進プログラム(SSY)	2
3) プロモーション支援補助金(SSY)	3
4) 人材育成セミナー補助金(SSY)	4
5) 海外商談会参加等支援補助金(中海・穴道湖・大山圏域市長会)	5
6) 安来市商業再生支援事業	6
7) 安来市ものづくり企業技術開発等支援事業	9
8) 安来市企業立地奨励金制度	10

2. 金融・税制支援

1) 安来市中小企業融資制度保証料補給金	12
2) 小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金貸付金	13
3) 安来市中小企業設備貸与制度保証金補給金	14
4) セーフティーネット保証5号認定	15
5) 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」	16
6) 固定資産税の課税免除制度	17

3. その他

1) 安来市地域づくり支援事業	18
2) 安来市学習訓練センター	19

4. 相談窓口	20
---------------	----

専門家サポート補助金

経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助します。

●対象者

- (1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ
- (2) 安来市内で農業を営む農業従事者グループ
- (3) その他、産業サポートネットやすぎ（SSY）が認める団体
- (4) 創業等準備中の者

●サポート回数等

- (1) 1事業者につき年度あたり2案件までとし、1案件につき3回まで
- (2) 派遣1回当たりの所要時間は4時間が標準

●対象経費

- (1) 謝金（1回のサポートにつき3万円を限度）
- (2) 旅費（SSYの規定に基づき公共交通機関利用により算出した額）

●受付期間

4月から12月末まで（着手前に申請してください）

HP 二次元コード



●お問合せ

産業サポートネットやすぎ（SSY）

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課	TEL 0854-23-3105
安来商工会議所	TEL 0854-22-2380
安来市商工会（本所）	TEL 0854-32-2155
安来市商工会（伯太支所）	TEL 0854-37-1154
島根県農業協同組合やすぎ地区本部生産流通課	TEL 0854-28-7800

展示会・商談会出展促進プログラム

販路拡大と域外マネー獲得を目的とし、各種の展示会や商談会への出展を補助します。

●対象者

- (1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ
- (2) 安来市内で農業を営む農業従事者グループ
- (3) その他、産業サポートネットやすぎ（SSY）が認める団体
- (4) 創業等準備中の者

●対象事業

市外で開催される商品等の販路拡大、売上増加に資する展示会又は商談会であり、不特定多数の商談機会が見込まれ、市内の産業振興に効果が期待できるもの。
（販売を主目的とするものは対象となりません。）

●対象経費

- (1) 出展小間料及び会場使用料
- (2) 展示ブース装飾費
- (3) 商品・技術のPR媒体製作費
- (4) 展示物の輸送費
- (5) 出展担当者1名分の旅費
- (6) 展示会の期間に雇用するアルバイトに係る人件費

●補助率等

- (1) 対象経費合計額の2/3以内の額（1,000円未満切捨） 限度額 15万円
- (2) 1事業者につき年度に1回を限度
- (3) 同一の展示会・商談会への出展補助は通算3回まで

●受付期間

4月から12月末まで（着手前に申請してください）

HP 二次元コード



●お問合せ

産業サポートネットやすぎ（SSY）

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課	TEL 0854-23-3105
安来商工会議所	TEL 0854-22-2380
安来市商工会（本所）	TEL 0854-32-2155
安来市商工会（伯太支所）	TEL 0854-37-1154
島根県農業協同組合やすぎ地区本部生産流通課	TEL 0854-28-7800

プロモーション支援補助金

自社及び自社商品の魅力向上、販路拡大を図ることを目的として、プロモーションを行う経費を補助します。

●対象者

- (1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ
- (2) 安来市内で農業を営む農業従事者グループ
- (3) その他、産業サポートネットやすぎ（SSY）が認める団体
- (4) 創業等準備中の者

●対象事業

プロモーションを新たに企画又は一新

●対象経費

- (1) 自社商品のパッケージデザイン制作費
- (2) 自社及び自社商品のチラシデザイン制作費
- (3) ホームページの開設又は一新（ランニングコスト除く）
※ホームページ作成に係る経費を申請する場合は主たる事業所が安来市内であること

●補助率

- (1) 対象経費合計額の2/3以内の額（1,000円未満切捨） 限度額20万円
- (2) 1事業者につき年度に2回を限度
※ホームページ作成に係る経費の申請は1事業者につき1度限り

●受付期間

4月から12月末まで（着手前に申請してください）

HP 二次元コード



●お問合せ

産業サポートネットやすぎ（SSY）

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課	TEL 0854-23-3105
安来商工会議所	TEL 0854-22-2380
安来市商工会（本所）	TEL 0854-32-2155
安来市商工会（伯太支所）	TEL 0854-37-1154
島根県農業協同組合やすぎ地区本部生産流通課	TEL 0854-28-7800

人材育成セミナー補助金

産業従事者の知識習得と人材育成を目的とし、自ら又は他の機関が開催するセミナー等への参加を補助します。

●対象者

- (1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ
- (2) 安来市内で農業を営む農業従事者グループ
- (3) 産業関連団体の下部組織等
- (4) 事業者2者以上で結成するグループ
- (5) その他、産業サポートネットやすぎ（SSY）が認める団体
- (6) 創業等準備中の者

●対象事業

- (1) 自らが主催するセミナー等の開催で、受講者数が3名以上のもの
- (2) 他社が主催するセミナー等への参加で、自社又はグループからの受講者数が2名以上のもの

●対象経費

- (1) セミナー等開催に係る経費
 - ・講師謝金および旅費
 - ・教材費
 - ・会場等使用料
 - ・業者委託による印刷費及び広告宣伝費
 - ・その他事業の実施に必要と認められる経費
- (2) セミナー等参加に係る経費
 - ・受講料
 - ・教材費
 - ・その他事業の実施に必要と認められる経費

●補助率

- (1) 対象経費合計額の2/3以内の額（1,000円未満切捨）で、2万円以上10万円以内
- (2) 1事業者につき年度に2回を限度

●受付期間

4月から12月末まで（着手前に申請してください）

HP 二次元コード



●お問合せ

産業サポートネットやすぎ（SSY）

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

TEL 0854-23-3105

安来商工会議所

TEL 0854-22-2380

安来市商工会（本所）

TEL 0854-32-2155

安来市商工会（伯太支所）

TEL 0854-37-1154

島根県農業協同組合やすぎ地区本部生産流通課

TEL 0854-28-7800

中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金

中海・宍道湖・大山圏域市長会では、中海・宍道湖圏域に本社又は主たる事業所を有する企業（団体）に対し、外国人観光客の誘致及び自社製品、技術等の海外への販路の開拓に向けた自主的な取組を支援しています。

●対象者

中海・宍道湖圏域内（米子市・境港市・松江市・出雲市・安来市）に本社又は主たる事業所を有し、圏域への外国人観光客の誘致又は海外貿易に取り組む企業又は複数の企業により構成されるグループもしくは団体。

●対象経費

- (1) 会場費（小間料、展示工事費、備品使用料、その他）
- (2) 現地通訳費
- (3) 輸送費
- (4) 宣伝活動費
- (5) 旅費

※オンライン商談会に係る経費も一部対象となります。

※他の補助制度等をあわせて利用する場合、他の制度による補助金等の交付を受けるものについては、補助対象経費となりませんのでご注意ください。

●補助率

補助率：補助対象経費×1/2 補助限度額：10万円

ただし、以下の場合は、①～②に応じた補助率、補助限度額となります。

- ①韓国、中国、インド及び台湾での商談会等に参加する場合

補助対象経費×2/3（上限額 15万円）

※中海・宍道湖・大山圏域市長会が目指す基本方向「東アジアへのゲートウェイ機能の向上と活用」にもとづき、東アジアへの販路開拓・拡大を促進するとともに、経済交流を拡大する覚書を締結したインド・ケララ州等への企業進出やビジネスマッチング等を支援していくため、上記国内での商談会等に参加される事業者を優遇します。

- ②前年度以前（H24～）に補助金の交付を受けている場合

補助対象経費×1/4（限度額 10万円）

HP 二次元コード



●お問合せ

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局

〒699-0292 松江市玉湯町湯町1793番地（松江市役所玉湯支所2階）

TEL 0852-55-5056

E-mail：dandan-summit@nakaumi.jp

安来市商業再生支援事業

市内における商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進するための支援制度です。

●補助内容・対象者等

事業区分		補助内容		補助率 補助限度額	備 考
		対象業種	対象費用		
小売店等 開発 支援事業	一般 枠	小売業、宿泊業、 飲食サービス業、 生活関連サービ ス業、娯楽業、又 は自動車整備業	○初期費用 (改修費、5万円以 上の備品購入費、 備品リース料、家 賃、広告宣伝費)	ハード1/2 ソフト1/2 計200万円 ※家賃は 12ヶ月分まで	市が重点的に 商業等を振興 する区域での 開店である こと
	特別 枠		○初期費用 (改修費、5万円以 上の備品購入費、 備品リース料、家 賃、広告宣伝費) ○特定創業支援等事業 受講等の必要経費 ○特定創業支援等事業 受講後の必要経費 (備品購入費、備品 リース料、広告宣 伝費)	ハード1/2 ソフト1/2 計240万円 ※家賃は最大 12ヶ月分まで	特定創業支援 等事業を受け る者、受けて いる者又は 受けた者
買い物不便 対策事業		飲食料品等 小売業	○初期費用 (改修費、建築費、 建物取得費、5万 円以上の備品購入 費、備品リース料、 家賃、広告宣伝費) ※中小企業の基準を 超える場合は、開 店のみ(改修費、 建築費、建物取得 費、5万円以上の 備品購入費、備品 リース料) ※開店、事業承継以 外(改修費、5万 円以上の備品購入 費、備品リース料)	ハード1/2 ソフト1/2 計1,000万円 ※家賃は最大 12ヶ月分まで	市が、以下の 条件をすべて 満たすものと 認定した場合 に限る ①買物不便対 策に資する こと ②既存店舗の 理解を得て いること

移動販売・ 宅配支援事業	食品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する、または既に行っている小売業者、商工団体等	○設備投資等 (車両購入費、20万円以上の備品購入費、備品リース料、広告宣伝費)	1/2 200万円	専用車に限る
		○運営費 (燃料費、車検費用、修理費、20万円未満の備品購入費、備品リース料)	定額 (1台あたり) 1年目：10万円 2年目：8万円 3年目：6万円	年間経費が20万円を超える場合に限る
		P O Sシステム等レジ関連機器購入又はリースの経費 (1台20万円以上のもの)	1/2 10万円 (1台あたり)	
商業環境整備事業	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等の為の共同利用施設整備に係る支援		1/2 1,000万円	
地域流通拠点整備事業	飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備に係る支援		1/2 300万円	

●各事業の概要

(1) 小売店等開発支援事業

①一般枠

安来市内で開店される方（小売業、サービス業等）に対して、初期費用の補助を行います。ハード（改修費、備品購入費、備品リース料）、ソフト（家賃、広告宣伝費）とも対象です。※開店する区域に指定があります。

②特別枠

安来市内で開店される方（小売業、サービス業等）のうち、特定創業支援等事業を受ける方、又は申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である方、もしくは特定創業支援等事業を受けた方については、初期費用に加え、特定創業支援等事業の受講費に必要な経費（受講料、旅費）も補助対象となります。すでに市内で店舗を営んでいる事業者の内、特定創業支援等事業を受ける方、又は申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である方は、受講等に必要な経費及び受講後に必要となった経費（備品購入費、備品リース料、広告宣伝費）が補助対象となります。

(2) 買い物不便対策事業

市の認定を受けた事業所に対して、小売店等開業支援事業よりも補助限度額を増額して補助を行います。中小規模事業所の開店・事業承継のみならず、大企業による開店費用や、すでに営業している事業所の設備投資も補助対象となります。ただし、日用品や飲食料品を取り扱う場合に限りです。

市の認定を受けるには、中山間地域における買い物不便対策に資すること、既存の事業所の理解を得ていることが条件となります。

(3) 移動販売・宅配支援事業

市内地域住民の消費生活維持に不可欠な移動販売又は宅配をしている、またはこれからしようとする事業所に対して、設備投資と運営費の補助を行います。専用車や20万円以上の備品購入・備品リース料に加え、ガソリン代、車検代、修理費用、20万円未満の備品購入費、備品リース料といった運営経費も補助対象です。

《イメージ》



(4) 商業環境整備事業

商店街やショッピングセンターなど、商店が集積した地域において、来店されるお客様の利便性を向上させるための共同設備の整備を補助します。

(例：街路灯の整備、公衆トイレの整備、案内看板の整備、スロープの設置など)

(5) 商業流通拠点整備事業

2者以上の者が、連携して拠点整備を行う場合に、施設設備の設置・取得・整備に要する経費を補助します。

ただし、土地の取得等に要する経費は対象外です。

HP 二次元コード



●お問合せ

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

TEL 0854-23-3106 FAX 0854-23-3061

安来市ものづくり企業技術開発等支援事業

安来市の代表的な集積産業である特殊鋼関連産業をはじめとするものづくり企業のうち、技術力強化や取引拡大に努める企業における新製品、新技術の開発等について、その取り組みに要した費用の一部を定率で補助します。

●対象事業

安来市内に事業所を置き、しまね産業振興財団が所管する特殊鋼産業成長分野進出促進助成金の交付決定を受けた事業を行う企業、または島根県が所管する島根県先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金の交付決定を受けた事業を行う企業

●補助金額等

(1) 「特殊鋼産業成長分野進出促進助成金」の交付決定を受けた事業に対する支援

種 別	事 業 内 容	補 助 率	限度額
①県内取引型	企業が特殊鋼関連産業との取引を伴って取り組む事業	交付確定額の1/2 または 補助対象経費の1/4	50万円
②成長分野進出型	特殊鋼関連産業が成長分野に進出するために取り組む事業		250万円
③企業連携型	上記②のうち、複数の企業等が連携して取り組む事業		375万円
④特認事業	上記②のうち、航空機又はエネルギー分野への進出に取り組む事業		500万円

(2) 「島根県先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金」の交付決定を受けた事業に対する支援

交付確定額の1/2、限度額500万円

●お問合せ

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

TEL 0854-23-3107 FAX 0854-23-3061

安来市企業立地奨励金制度

企業等の新設、増設または移転について要件を満たす場合、投下固定資本総額に応じて奨励金を交付するほか、既存の工場または事務所を賃貸借する場合の家賃や、新規に雇用する常用雇用者数（市内居住者に限る。）に応じて奨励金の交付を行います。

※この制度は島根県の「企業立地促進助成金」との併用が可能です。

●奨励金の対象となるもの（指定要件）

立地の種別	新 設	増 設・移 設
対 象 業 種	①製 造 業（日本標準産業分類に掲げる製造業） ②ソフト産業 （ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、インターネット広告業、機械設計業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、非破壊検査業、その他産業支援サービス業のうち市長が特に認める事業） ③宿泊業 ④その他市長が適当と認める業種	
投 下 固 定 資 本 総 額	1億円以上（中小企業は2,500万円以上） ※ただし、ソフト産業の場合は投下固定資本総額に関わらず適用する。	
新 規 雇 用 従 業 員 数	製造業・宿泊業：5人以上 （中小企業は2人以上） ※ただし、ソフト産業の場合は新規雇用従業員数に関わらず適用する。	なし （常用雇用者数の維持が条件）

●奨励金の種類と交付要件等

(1) 立地奨励金

交 付 要 件	次の全てに該当すること。 ①上記の指定要件を満たす企業ものであること。 ②過去に、立地奨励金または安来市中山間地域等雇用基盤強化支援補助金の交付決定を受けた固定資産でないこと。 ③立地に係る投下固定資本総額が1,000万円以上であること
奨励金の金額	投下固定資本総額の20%相当額（1,000円未満切捨て） ※小規模事業者の場合は10%加算
限 度 額	3,000万円

(2) 空き工場等活用奨励金A（賃貸料等助成）

交付要件	次の全てに該当すること。 ①上記の指定要件を満たす企業であること。 ②市外から新たに立地した企業等または小規模企業者であること。 ③立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用すること。
奨励金の金額	賃借料またはリース料の月額(共益費・管理費を含む。ただし、敷金・礼金と、これに類する経費は除く。)の1/2相当額(1,000円未満切捨て)
交付対象期間	操業開始日の属する月から60月以内
限度額	月額20万円(年度当たり240万円)

(3) 空き工場等活用奨励金B（改装費等助成）

交付要件	次の全てに該当すること。 ①上記の指定要件を満たす企業であること。 ②市外から新たに立地した企業等または小規模企業者であること。 ③立地にあたり、賃貸借契約又はリース契約により空き工場等を使用すること。 ④空き工場等の改装費等(当該空き工場等の使用を開始する前に行った改装または改築に係るものに限る。)の一部または全部を負担すること。
奨励金の金額	空き工場等の改装費等の3/4相当額(1,000円未満切捨て)
限度額	750万円

(4) 雇用促進奨励金

交付要件	次の全てに該当すること。 ①上記の指定要件を満たす企業であること。 ②立地に伴う新規雇用従業員数が5人以上(中小企業またはソフト産業は2人以上)であること。 ③立地に伴う新規雇用従業員に、安来市に住民票を置く者が含まれていること。
奨励金の金額	新規雇用従業員数のうち安来市に住民票を置く者の人数×10万円
交付対象期間	操業開始日の属する年度から3年以内
限度額	総額1,500万円



●お問合せ

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課
TEL 0854-23-3107 FAX 0854-23-3061

安来市中小企業融資制度保証料補給金

中小企業が金融機関から制度融資を受け、島根県信用保証協会の保証を受ける際に、同協会へ支払う保証料を、安来市が補給（補助）する制度です。

●申込先

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

●要件・補給額

以下の①～⑥の要件を全て満たす場合に利用可能。補給額は融資を受けた資金により異なります。

要件	件	補給額※
①安来市内に事業所があること	/	/
②1年以上の営業実績があること		
③保証料の支払いがあること(分割払い可)※		
④市税を完納していること		
⑤3年以内に本制度による補給がないこと		
⑥対象となる制度融資(右記)を利用すること (いずれも島根県の制度融資です)	小規模企業特別資金	保証料の 3/7 以内
	小規模企業育成資金	
	災害対策特別資金	保証料の 3/10 以内
	災害復旧資金	保証料の 1/4 以内
	一般資金	融資総額のうち 1,000 万円以内の額に対して支払われた保証料の 1/2 以内
	経済変動等資金	保証料の 10/10 以内
セーフティーネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)		

※保証料を分割払いする場合は、初回支払額に各補給割合を乗じた額を補給し、2回目以降の支払いについては補給を行わない。なお、補給額は 1,000 円未満切捨て。

※交付額の上限を 20 万円とする。

●手続き

下記書類を保証料支払いから 6 ヶ月以内にやすぎ暮らし推進課へ提出してください。

- 中小企業融資制度保証料交付申請書（様式第 1 号（第 4 条関係））
※市HPよりダウンロード可能
* 確認書欄の記入がない場合は信用保証協会が発行する保証料領収書（写）
- 安来市の市税納税証明書（滞納がない旨の記載があるもの）
- 債権者登録申請書（安来市に振込先口座を登録していれば不要）
※市HPよりダウンロード可能

●通知・振込み

- 申請月の翌月上旬に交付決定通知を発送します。
- 原則として申請月の翌月 25 日（土日祝日の場合は直前の平日）に交付決定額を振り込みます。

●お問合せ

※保証料補給金制度について

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

TEL 0854-23-3106

※制度融資の内容について

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5883

HP 二次元コード



小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金貸付金

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協調を得て行います。県の制度ですが、安来市からも一定金額を金融機関に預託し、原資としています。

●申込先

商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・島根県商工会連合会・しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行・商工中金・信用金庫・信用組合・信連・J A ・ J Fしまね

※県内に店舗を有する金融機関

●内容

資金名	融資対象	使途	限度額 (千円)	利率		期間 (据置)	保証料率(年%)	
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外
小規模企業特別資金	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者で施設設備の改善又は運転資金を必要とする者	設備 運転	20,000		1.20	10 (1年)		0.20 ~ 1.20
小規模企業育成資金	小規模企業者で、施設設備の改善又は運転資金を必要とする者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	設備 運転	20,000	1.35	1.20	10 (1年)	0.20 ~ 1.05	0.20 ~ 1.20

※責任共有とは、保証に関して金融機関と信用保証協会が責任を共有する制度をいい、責任共有か責任共有外かによって利率や保証料率が異なります。責任共有外の利率や保証料率は、セーフティネット保証(4ページ参照)を受けた企業や、創業後5年未満の企業等に適用されます。

※保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決定されます。

HP 二次元コード



●お問合せ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ TEL 0852-22-5883

安来市中小企業設備貸与制度保証金補給金

中小企業が、公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」とします）の設備貸与制度割賦販売方式を利用する際に、財団へ支払う保証金を、安来市が補給（補助）する制度です。

●申込先

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

●要件・補給額

以下の①～④の要件を全て満たす場合にご利用いただけます。

要 件	補 給 額
①安来市内に事業所があること	保証金の16%以内。 ※上限50万円。1,000円未満切捨て。 ※複数回利用可能（同一年度内における合計補給額の上限は50万円）
②市税を完納していること	
③財団の設備貸与制度割賦販売方式の利用により、 安来市内に設備を設置 すること	
④上記③の利用に際して、財団に 保証金を一括して支払っている こと	

●手続き

下記書類をやすぎ暮らし推進課に提出してください。

- (1) 中小企業設備貸与制度保証金補給金交付申請書（様式第1号（第4条関係））
- (2) 財団が発行する割賦設備保証金預かり証明書（写し）または領収書（写し）
- (3) 財団が発行する貸与設備引渡証（写し）
- (4) 安来市内に事業所があることを証明する書類（定款や登記簿謄本の写しなど）
- (5) 債権者登録申請書（安来市に振込先口座を登録していれば不要）
※市HPよりダウンロード可能
- (6) 市税の納税証明書（滞納がない旨の記載があるもの）

●通知・振込み

- ・申請月の翌月上旬に交付決定通知を発送します。
- ・原則として申請月の翌月25日（土日祝日の場合は直前の平日）に交付決定額を振り込みます。

HP 二次元コード



●お問合せ

※設備貸与制度の内容について

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115

※補給金の申込み手続きについて

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 TEL 0854-23-3106

セーフティネット保証5号認定

全国的な業況の悪化により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。保証料軽減などのメリットがあります。信用保証協会の制度ですが、安来市内に事業所がある場合は安来市の認定が必要です。

●認定申請先

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課

●様式・要件

申請者の営む事業に応じて以下の各様式で申請し、要件を満たす場合に認定されます。

※いわゆる「5号申請」様式イについて（その他の様式は利用が極めて少ないため省略）

兼業	指定業種該当性 ※1	申請書様式 ※2	要件
なし	該当しない	対象外	対象外
	該当する	様式5-(イ-①)	申請月の直近3ヶ月間の売上高が前年同期比で5%以上減少していること。 (申請書の計算式を参照)
あり	すべて該当		
	主たる業種が該当 ※3	様式5-(イ-②)	
	いずれかが該当	様式5-(イ-③)	
	すべて該当しない	対象外	対象外

※1 指定業種は四半期ごとに改定されるため、安来市のホームページを随時ご確認ください。

※2 様式は、安来市のホームページ（同上）からダウンロードできます。兼業がある場合、同時に複数の様式に該当する場合がありますが、その場合はいずれの様式で申請してもかまいません。

※3 「主たる業種」とは、最近1年間で最も売上が大きい業種をいいます。

●手続き

下記書類をやすぎ暮らし推進課に提出してください。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書
- (2) 売上高の根拠資料（様式は任意）

HP 二次元コード



●お問合せ

※認定申請手続きについて

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 TEL 0854-23-3106

※セーフティネット保証制度の内容について

島根県信用保証協会

TEL 0852-21-0561

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」

「先端設備等導入計画」とは、中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。安来市では、中小企業等経営強化法に基づき「導入促進基本計画」を策定しています。

中小企業者等は、先端設備等導入計画を作成し、安来市の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

●認定を受けられる中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

業務分類	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

●固定資産税の特例措置

安来市では認定を受けた先端設備導入計画が、次の要件を満たす場合、条例に基づき対象設備の償却資産にかかわる固定資産税を3年間免除します。

対象者

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）

対象設備

① 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円	5年以内
器具備品	30万円	6年以内
建物付属設備	60万円	14年以内
構築物	120万円	14年以内

② ①の設備（取得価額の合計が300万円以上）を設置する新築の事業用家屋

その他の要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供せられるものであること
- ・中古資産でないこと



HP 二次元コード

●お問合せ

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 TEL 0854-23-3107

固定資産税の課税免除制度

「製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業」の用に供する設備の取得等をした場合は「安来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、固定資産税の課税免除を受けることができます。

●対象

- ・青色申告をする法人又は個人
- ・令和4年1月1日から令和6年3月31日までに取得等をしたもの
- ・市内において一定の事業用資産の取得等をしたもの。ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日取得分は広瀬地域、伯太地域での取得等に限る。
- ・製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業（下宿営業を除く）
- ・上記事業の用に供する設備の取得等（取得・製作・建設）
 - ※建物およびその附属設備については、改修（増築・改築・修繕・模様替）のための工事による取得又は建設を含む。
 - ※資本金の額等が5,000万円を超える法人については、新設又は増設に限る。
- ・適用基準額：取得価格合計500万円以上
 - ※製造業と旅館業の場合は、資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人は2,000万円とする。

事業の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
取得価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業	500万円以上		



新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度、条例に基づき固定資産税免除	
家屋	「対象建物およびその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分
土地	対象となる家屋の垂直投影部分 ※取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る
償却資産	「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供するもの

●申請期限

新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日まで
※免除申請を予定されている方は、事前にご相談ください。

●お問合せ

安来市市民生活部税務課固定資産税係 TEL 0854-23-3053

安来市地域づくり支援事業

活力ある集落・地域づくりに向けて市民自らが取り組む事業に対して、その活動や事業にかかる費用の一部を支援します。

●対象団体

市内に居住する5人以上の者で組織する民間団体

※小さな拠点づくり推進支援事業は、交流センター区域または複数の交流センター区域を活動範囲とする生活支援協議体に限る。

●対象事業、補助率

区分	対象事業	補助金額	申請窓口
地域魅力アップ事業	次のいずれかに該当する事業 ▽生活環境の保全や美観活動に関する事業 ▽生活の安全や安心活動に関する事業 ▽伝統行事の保存伝承やふるさと学習に関する事業 ▽定住促進に関する事業 ▽関係人口創出に関する事業 ▽体育振興に関する事業▽文化振興に関する事業 ▽地域づくりに関する事業	対象経費の2/3 上限20万円	安来地域 地域振興課 広瀬地域 広瀬地域センター 伯太地域 伯太地域センター
地域づくりジャンプアップ事業	地域魅力アップ事業の対象事業に該当し、次の要件を全て満たしている事業 (1)主体性 (2)公益性 (3)発展性 (4)継続性 (5)広範性	対象経費の2/3 上限50万円	地域振興課
小さな拠点づくり推進支援	「日常生活を営む上で必要となるサービスが利用できる環境」を地域で確保する事業	対象経費の全額 上限25万円 複数区域の場合は 上限50万円	地域振興課

●受付期間

随時 ※年度内に事業を終えること。

●お問合せ

安来市政策推進部地域振興課

TEL 0854-23-3067

広瀬地域センター

TEL 0854-23-3205

伯太地域センター

TEL 0854-23-3303

HP 二次元コード



3. その他

安来市学習訓練センター

地域のみなさまの文化向上に役立つ学習や講習の場としてのご活用や、各企業・事業団体等が実施される研修や展示会にもご利用ください。また、職業訓練等の教育訓練を実施する施設の役割も担っています。

委託訓練（職業訓練）

- ・情報ビジネス科①
- ・情報ビジネス科②
- ・介護PC実践科

認定職業訓練コース

- ・情報処理科
- ・工場管理科
- ・経営実務科

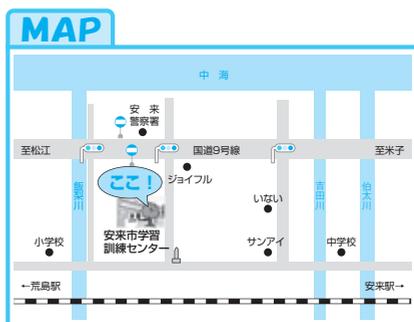


市民講座

- ・庭木剪定入門教室
- ・果樹剪定教室
- ・フラワーアレンジメント教室 など

パソコン講習会

- ・パソコン体験教室
- ・パソコンなんでも相談
- ・パソコン個人指導



施設利用

- ・実習室、第1教室、OA教室、会議室、新会議室、市民教室、第2教室、第3教室、視聴覚室
- （まずは電話で予約状況を確認し、利用許可申請書を提出してください）

HP 二次元コード



●お問合せ

安来市学習訓練センター

安来市今津町532-3

TEL 0854-23-1750 FAX 0854-23-9045

利用時間 午前9時～午後9時 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

<http://www.web-sanin.co.jp/yasugishi-gakushuu-kunren/index.htm>

相談窓口一覧

●旧安来市(広瀬町・伯太町以外)で事業をされている方

産業サポートネットやすぎ(安来商工会議所)

〒692-0011 安来市安来町878-8

Tel : 0854-22-2380

E-mail : ycci@tx.miracle.ne.jp

HP : <http://www.yasugi-cci.jp/>



●広瀬町で事業をされている方

産業サポートネットやすぎ(安来市商工会 本所)

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬753-40

Tel : 0854-32-2155

HP : <http://yasugi.shoko-shimane.or.jp/>



●伯太町で事業をされている方

産業サポートネットやすぎ(安来市商工会 伯太支所)

〒692-0207 安来市伯太町東母里434-2

Tel : 0854-37-1154



●農業支援についてききたい方

産業サポートネットやすぎ

(島根県農業協同組合やすぎ地区本部 営農経済部 生産流通課)

〒692-0017 安来市下坂田町1075-1

Tel : 0854-28-7800

E-mail : ryutu.yas@ja-shimane.gr.jp



●その他、産業サポートネットやすぎについて

産業サポートネットやすぎ事務局

〒692-0011 安来市安来町878-2

安来市役所やすぎ暮らし推進課内

Tel : 0854-23-3105

E-mail : shoukou@city.yasugi.shimane.jp

HP : <https://yasugi-ssy.net/>



●経営に関する専門的なことをききたい方

公益財団法人しまね産業振興財団

〒690-0816 松江市北陵町1 テクノアークしまね内

HP : <https://www.joho-shimane.or.jp/>

経営支援課 Tel : 0852-60-5115

新事業支援課 Tel : 0852-60-5112

販路支援課 Tel : 0852-60-5114



●創業準備をされる方

やすぎ創業支援センター(火・木・金曜日のみ)

〒692-0011 安来市安来町1639-1

やすぎ懐古館一風亭2階

Tel : 0854-26-4643



Instagram



SSV.YASUCI

Facebook





©安来市



産業サポートネットやすぎ

HP : <http://yasugi-ssy.net/>